

# 相談の文章における確認の機能

——相談者の年齢による比較——

Analysis of expressions used that are required when making confirmations in Discourse Consulting

湯浅千映子\*  
YUASACHIEKO

The purpose of this study is to compare two methods for conveying messages between adults and children. This research focuses on life consultation discourses. In this survey, I compare answers for adult consultants with those for children's consultants. As a result, consultation respondents after advices by using three confirmation request functions ; Consultation Confirmation, Answer Confirmation, Common Knowledge Confirmation.

キーワード：回答の文章 (Discourse Consulting)、確認要求 (confirmations)、助言 (advice)

## 1. はじめに

### (1) 【相談者／大人】

①お母様はずいぶんがんばって、しっかりと子育てをしてこられたと思います。②明るさをたいせつにされ、結果として三年生になる娘さんも学校では明るく友だちも多いとのこと。③ほんとうにひとりでよく育ててこられたと思います。④しかし、こういう相談をうけますと、正直わたしはドキッとさせていただきます。⑤なぜならわたしも子どものころ、娘さんと同罪者だったからです。

### (2) 【相談者／小学生】

①よその犬にほえられたら、本当にこわいね。②おまけにジロリとにらみつけられたら、だれだってこわいよね。③わたしの友人のなかに、子どものころ犬にかまれて、おとなになったいまでも、小さな犬がこわいというひとが三人いるよ。④小さいころの恐怖心が、ずっと残っているんだね。⑤だからきみもかまれないようにしなくちゃね。

これは、いずれも人生相談の回答部分をひいたものである。相談者が手紙で寄せた悩みに対し、回答者が紙面上で答える。回答者は同じ宮崎次郎氏であるが、(1)の

相談者は、小3の娘の保護者であり、(2)の相談者は、小学1年生である。相談者が大人の場合と子どもの場合で、それぞれ異なる回答スタイルを見せている。

本研究は、こうした人生相談の文章を分析資料に、相談者からの要請を受け、書き手が回答する文章(以下「回答の文章」)について、大人の回答者が自分とは異なる存在である「子ども」に対し、文字を通して語りかける際、その大人の書き手が生成した「子どもらしさ」を印象づける要因を言語的側面から探ることを目的とする。

「回答の文章」は、先行する相談者の相談内容の書かれた「相談の文章」の後に続いて現れる。相談者に返答するという形で、手紙文やメール文と同じく、読み手に対する意識や働きかけが強く現れ、それが表現上に見てとれる。一方で、「回答の文章」は、手紙文やメール文とは異なり、相談者に向けて「助言する」という明確な目的を有している。回答者は相談者が“すべき行為”を「要求」として伝えることで、その目的が達成される。さらに、行為の「要求」を伝える前後には、眼前にいない相談者に対し、相談内容に関する追加質問をする、確認を求めるなどして、回答者は相談者に問いかける。

例(1)の場合、文②で「多いとのこと。」と、引用の形式で相談内容を取り上げるのに対し、(2)では、助言するにあたって必須とは言えず、また、読み手の相談者

\*大阪観光大学国際交流学部講師／日本語学・日本語教育

からの返答はないにもかかわらず、文②で「こわいよね」と、問いかけの形で表明する。こうした文は、相談者の年齢のちがいに、その出現にそれぞれ傾向が見られた。このちがいは、相談者に対する意識を「回答の文章」の表現に反映させた結果だと考えられる。

本稿では、問いかける表現の中で、「確認」という言語行動に着目し、書き手である大人が生成した「子どもらしさ」を印象づける要因を言語的側面から探る。そして、「回答の文章」に先行する「相談の文章」や「回答の文章」内で前に言及された文との関係の中で「回答の文章」における確認の機能を明らかにする。

## 2. 先行研究

### 1) 相談の文章・談話に関する先行研究

相談の文章・談話を扱った研究に鈴木(2001)・(2003)、小沼(2000)、メイナード(2004)がある。鈴木(2001)は、ラジオの医療相談番組を資料に、相談の談話全体を「話段」によって区分し、談話の構造と発話機能を分析している。小沼(2003)は、新聞の医療相談の記事を資料とし、相談部分で見られる疑問文に対する返答が回答部分のどの位置に現れるかを中心に分析している。メイナード(2004)は、新聞の人生相談の記事の相談内容と回答をそれぞれ質問と返答という相互交渉行為としてとらえ、質問文・返答意見文の構成やその位置、形式を分析しており、その構成要素として、〈ことわり〉・〈受け〉・〈一般論〉・〈意見〉・〈返答〉の5種があるとする。

### 2) 「質問」に関する先行研究

「質問」の機能全般について、南(1985:39)は、「質問文」を次のように規定した。

「a 相手がいることを前提とする」

「b その相手に対して、なんらかの問題を提示する」

「c その問題についての情報の供給を要求する」

「d その要求に応じた、相手からの情報の供給に関するなんらかの表現が考えられる」

安達(1999:12)は、「質問」という行為を成立させる条件として、「話し手には命題内容の真偽判断、あるいはその命題を構成する情報の一部が欠けている」、「話し手はそれを聞き手に問いかけることによって充足することを意図する」としている。ここでは、判断の未成立という意味性質を規定する不確定性条件と、聞き手に対する働きかけという機能的性質を規定する問いかけ性条件の

2つが「質問」の条件であるとする。

### 3) 「確認要求」に関する先行研究

まず、「確認要求」の定義について、国立国語研究所(1960:109)は、「質問的表現」のうち、「はい」・「いいえ」で応答可能なものを「判定要求の表現」とし、応答不可能なものとして「確認要求の表現」とする。これは、「話し手が自己の判断について、相手の確認を求めるとの明瞭な表現」をさす。その文型には、「～ネ?」・「～ダロウ?」・「～デショウ?」・「～ジャナイ?」・「～ジャナイカ?」があるという。いずれも文末に上昇調を伴う。

南(1985:42)は、「質問文」を「通常質問文」・「問い返し文」・「念押し文」の3つに分類する。「念押し文」は、「確認要求 tag-question)」を指し、「通常質問文」が情報取得の仕方により「補充質問 Wh-question)」と「確認質問 Yes-no question)」に二分されるという。

安達(1999:139)では、「話し手には命題内容の真偽判断、あるいはその命題を構成する情報の一部が欠けている」という不確定性条件を備えていない文、つまり、話し手が求める情報についてある程度の判断をもっており、またその情報が相手側にもあるという予測のもと、たずねた文を「確認要求」としている。

三宅(2010:28)では、「確認要求」を「話し手にとって何か不確実なことを、聞き手によって確実にしてもらおうための確認を要求する」表現と定義する。

次に「確認要求」の機能について示す。

蓮沼(1995:393)は、「だろう(でしょう)」・「ではないか(じゃないか)」と「よね」の「確認用法」として、「認識的に優位な位置にいる話し手が、自分と同様な認識を持つように聞き手を促し、その成立状態を確認する」という「共通認識の喚起」が3表現に共通してあるとする。その上で、「よね」・「だろう」に共通して「命題確認の要求」(話し手の不確かな認識の真偽を聞き手に確認する)があり、「よね」に「相互了解の形成確認」(聞き手も話し手も知識の形成にかかわる)があり、また、聞き手に向けての「認識形成の要請」が「だろう」・「ではないか」にあるという。「共通認識の喚起」について、蓮沼(2016:11)では、「聞き手に事態の認識を促し、話し手と同様の認知状態を形成するよう聞き手を誘い込む」もので、談話の話題導入によく使用されるとしている。

この他、三宅(2010:31)は、「命題確認の要求」(ダロウ・デハナイカ・ネ)、「知識確認の要求」(ダロウ・デハナイカ。「潜在的共有知識の活性化」・「認識の同一化要求」の側面を持つ)の2つの機能と、「同意要求」(デハ

ナイカ・ネ)を合わせ、「確認要求的表現」とする。

宮崎(2005:115)は、確認要求の機能を二分し、話し手の認識が不確かな状況で、聞き手に判断を求める「聞き手依存型」と話し手の認識は確かな状況であり、その上で聞き手にもその認識を受け入れるよう働きかける「聞き手誘導型」を挙げる。「ノデハナイカ」や「ネ」は、「聞き手依存型」で、話し手の認識を対象に確認をとる表現となる。「ダロウ」は、聞き手の認識について確認する表現であり、「聞き手依存型」・「聞き手誘導型」の両方が存在するという。

### 3. 本研究の立場

本稿では、本稿における「確認」の機能を、先行研究をふまえ、「書き手自身に何らかの判断(ここでは相談内容)を有し、読み手側にその判断に関する何らかの情報があるとの予測のもと、読み手にその判断についてたずね、問いかけ、これにより、共通認識を喚起する文」と定義する。主な文末形式は、「～ネ?」・「～デショウ?」・「～ジャナイ?」・「～ヨネ?」である。

本稿が扱う人生相談の文章は、相談者からの即時的な応答がなく、また、回答者の声の手紙に対する返答として相談者に届けられる。よって、回答者が意図するところが断定の平叙文か、問いかけの疑問文かの判断が難しい。これに関連し、文末が上昇調であることを「?」で明記する次のような文も少数だが見られた。(3)の「でしょ」を含め、いずれも確認要求の機能の例とした。

(3)【相談者/大人】おとなだつて、ほんとうに痛くなるまでは、歯科医院へはいかないでしょ? (『最新親と子の悩み解決のための21世紀型ナビゲーション』)

(4)【相談者/小学生】このさきどうかわっていくかは予測できないでしょう? (『ズッコケ人生相談2』)

これに加え、今回の分析資料で、国立国語研究所(1960)が言う「判定要求」に分類される表現の中に、次のような例が見られた。南(1985:39)の「通常質問文」のうち、「確認質問 Yes-no question」に相当する例である。

(5)【相談者/大人】文面から推測すると、お子さんの弱いところは、読み書きはできても、意味を理解することがむずかしい、ひととかかわることががてである、といった内容でしょうか。(『新親と子の悩み解決のため

の21世紀型ナビゲーション』)

これは、自閉症気味の子どもを普通学級に入れたことで苦勞している母親からの相談である。その母親からの「相談の文章」に次のような記述があった。

(5')【大人の相談者の言葉】「読み書きはでき、100以上の数字でもわかるのですが、ひとの話や文章を理解できないことが多く、いまだにオウム返しもあります。そのため友だちとのやりとりがうまくいかないので、ひとりであそんでいることが多いようです。」

(5)の「～といった内容でしょうか」は、回答者が上の相談内容で把握した内容を引用し、「ひとの話や文章を理解できない」の部分を「意味を理解することがむずかしい」、または「ひととかかわるのががてである」の部分を「友だちとのやりとりがうまくいかない」と回答者自身の解釈を示し、回答者自身の認識に誤りはないかどうか、相談者に問うている。

(6)【相談者/小学生】あなたは、ストライキという言葉を知っていますか?ストライキというのは、はたらく者が、自分たちの正しい利益を守るために認められた仕事をさぼる権利のことです。あなたたち女子は男子のために、しなくてもよい仕事までさせられているのですから、あなたたちの正しい利益を守るために、胸をはってそうじをさぼりなさい。(『ズッコケ人生相談1』)

これは、男子がそうじをしないことを嘆く小学生からの相談に対する回答である。回答の根拠を示す際に示した「ストライキ」の意味について、その前提知識の有無をたずねている。その上で「ストライキ」の意味を説明し、「そうじをさぼりなさい」と助言している。ここでは、「ストライキ」の定義をたずねたことが新たな話題へと転換するマーカーとして機能している。こうした例も広く「確認」の言語行動に含めることとする。

### 4. 分析資料

以下の書籍化された資料(ポプラ社出版)を用いた。那須正幹監修(2001)『ズッコケ人生相談1』同(2004)『ズッコケ人生相談2』那須正幹・宮崎次郎・越水利江子・原田大二郎・梅田俊作(2003)『親と子の悩み解決のための21世紀型ナビゲ

ーション』

那須正幹・池坊由紀・宮崎次郎・原田大二郎・梅田俊作  
 (2004)『新親と子の悩み解決のための21世紀型ナビゲーション』

那須正幹(2006)『最新親と子の悩み解決のための21世紀型ナビゲーション』

相談者・回答者の内訳は、以下の通りである。

相談者：子ども（小学1年～6年） 相談件数 138編

相談者：大人（年齢は不明） 相談件数 117編

回答者は、大人の専門家（男性9名・女性5名）であった。いずれも手紙やメールで寄せられた相談に専門家が回答する。相談者が大人の場合と子どもの場合がそれぞれ掲載されており、ページ冒頭に相談内容が相談者からの手紙文の体裁で示され（「相談の文章」と）、それに続き、回答者による回答（「回答の文章」）が始まる。

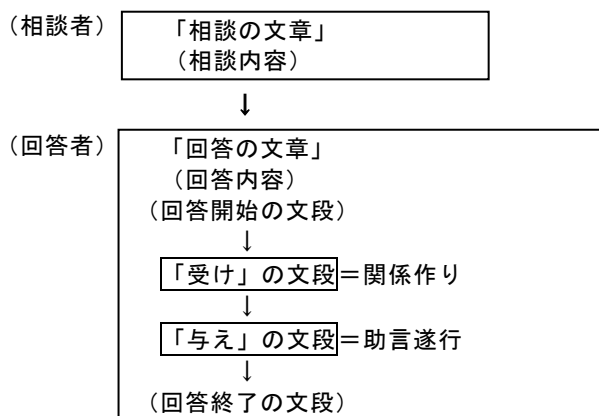
### 5. 「回答の文章」の全体的構造

「回答の文章」には、「助言する」という明確な目的があり、回答者が相談者に対し、相談者の“すべき行為”を要求として伝えることで、その目的が達成される。

この「回答の文章」は、「文段」により構成される。「文段」とは、「一般に、文章の内部の文集合（もしくは1文）が内容上のまとまりとして、相対的に他と区分される部分」（市川1978：126）とされる分析上の単位である。

以下の図1に文段区分による文章構造を示す。「回答の文章」の「受け」の文段では、先行する「相談の文章」で把握できる相談内容から、問いを投げかけ、相談者の心情を言語化して共感を表明し、相談者との関係作りをはかる。一方、「与え」の文段では、根拠を示しつつ具体的なすべき行為について指示し、助言する。

図-1 「回答の文章」の全体的構造



### 6. 「回答の文章」における「確認」

「回答の文章」における「確認」の機能は、「回答の文章」とそれに先行する「相談の文章」との関係から考える必要がある。

回答者は、「相談の文章」の記述から相談者の現在の状況や心境を読み取り、その中から回答する際に必要な内容を取り上げ、「回答の文章」で復元させ、その際に確認をとる。また「回答の文章」の内部でも、回答を進めるにあたり、回答者自身の示した根拠や判断の内容について、相談者が心得ているかどうか、眼前にいない相談者に向け、確認をとる姿勢を見せる場合もある。

このことから、本稿が扱う「回答の文章」の「確認」は、確認をとる内容や情報発信者、情報の発信源によって、a「相談内容の確認」・b「回答内容の確認」・c「一般知識・当然の道理の確認」、以上の3タイプに分類する。

図-2 「回答の文章」における「確認」のタイプ

《先行文の復元あり》	
a 「相談内容の確認」	情報の発信者：相談者 情報の発信元：相談の文章
b 「回答内容の確認」	情報の発信者：回答者 情報の発信元：回答の文章
《先行文の復元なし》	
c 「一般知識・当然の道理の確認」	情報の発信者：回答者 情報の発信元：相談者と回答者の共通認識

図-3 「回答の文章」における「確認」のタイプ—「共感」の有無による—

	共感なし	共感あり
a 相談内容の確認	a 1	a 2
b 回答内容の確認	b 1	b 2
c 一般知識・当然の道理の確認	c 1	c 2

まず、先行する文ですでに触れた情報を話題として取り上げ、言い換え、反復させることで確認する場合と、先行する文で触れた内容ではなく、新しい情報を提示しその内容を確認する場合に二分できる。

「相談内容の確認」は先行する「相談の文章」の内容を、「回答内容の確認」は先行する「回答の文章」の内容をくり返すため、先行文の復元ありとした。

「情報の発信者」とは、だれが話した内容なのか、そして「情報の発信元」とは、どこで話された内容なのか、またはどこに存在した情報であったかをさす。aは「相談の文章」内にある情報を、bは「回答の文章」内にある情報を確認する。cは、相談者と回答者の両者が互いに既知の情報として共有するであろう内容について、確認をとるものである。これら3タイプの確認の機能はそれぞれ、共感を示すものと示さないものに二分される。

前節で述べた通り、「ネ」・「ダロウ」・「デショウ」について、回答の文章上では上昇調で問いかけたか否かの判断は確かではない。人生相談の文章における聞き手は、相談者である。相談者からの相談内容である「相談の文章」の内容をたずねる文、また先行文の内容は含まれなくとも、相談者・回答者がともに共有する(と想定される)情報についてたずねる文を「確認」とした。

(7)【相談者／小学生】「ですが、自分で自由に目標を立てられるときには、"やらなきゃいけないこと"ではなくて、"やりたいこと"を目標にするようにしてみましよう。(中略)ほかにあなたの好きなものはいっぱいあるでしょう。やりたいこともあるでしょう。それらを目標にすれば、きっと続けてゆけると思います。」

「目標を作っても長続きしない」と悩む小学生からの相談への回答である。文章の結尾の部分に「好きなものがある」、「やりたいことがある」という相談者の状況は、「相談の文章」や先行する文脈から判る内容にあたらず、回答者による推量の域を出ない。この場合の「デショウ」は、上昇調をとらない推定の表現と判断した。

以下から、確認の機能の例を、相談者が大人の場合と相談者が子どもの場合それぞれについて挙げ、論じる。「相談内容の確認」については、「共感」の例についても取り上げる。

#### a 「相談内容の確認」

##### a 1 「相談内容の確認」

これは、相談者からの手紙文に見られた相談内容について、回答者が把握できる内容について、そのまま引用したり、相談内容を言い換えるなどして、確認を求める例である。

(8)【相談者／大人】「お子さんは「自分の意思に反することをさせられることに異常な嫌悪感をもっている」ということですね。」

(9)【相談者／小学生】「学校では一人であることが多いですね。」

(10)【相談者／大人】「昨年引っ越しをされたということですから、すでに一年たつわけですね。」

(8)の「相談の文章」には、「いちばん気になるのは自分の意思に反することを『させられる』ことに異常な嫌悪感をもっていることです」とあり、(9)の「相談の文章」には、「わたしは学校でいつも一人で遊んでいます」とあった。この内容を「回答の文章」において繰り返すことで確認をとるとともに、相談内容を把握したことを相談者に表明する。(10)は、「昨年引っ越しをした」という内容そのままを取り上げるのではなく、「すでに一年がたつ」と回答者の解釈を加えつつ、確認を求めている。

##### a 2 「相談内容—共感の確認」

回答者は、「相談の文章」の内容を理解し、相談者と同じ感情を抱いたことを表すことで、相談者との心的距離を縮めようとする。この場合、回答者が相談者と同じ感情を共有していないと「確認」の機能とは言えない。例えば、相談内容を読んだ感想で「きみって、本当にすごいね」と回答者が相談者を評価する文があったが、「すごい」というのは回答者が抱いた感情であって、相談者への共感とは言えない。

(11)【相談者／大人】「困ったことですね。お母さまのご心配はよくわかります。」

(12)【相談者／小学生】「こわいよね。本当におばけはこわいよね！」

(11)は、「相談の文章」の相談内容「娘につきまとう女子児童がいる」ことを理解したこととともに、相談内容を読み終えた感想を回答者が表明したものである。(12)も「おばけが見ているようで夜がこわい」という相談者の思いを受け、回答者も同様におばけを「こわい」と感じる旨をまず伝えることで、相談者への親近感を表し、また「こわい」と思うのは自分だけではないという安心

感を与えている。

b 「回答内容の確認」

これは、確認をとる情報の発信者が回答者であり、発信元が回答者となる「回答の文章」内にある例である。相談者が「回答の文章」を読み進める中で、新たに獲得していった(であろう)知識について、回答者は相談者が理解できたかどうかを知りたいという思いから、それまでの回答内容をとらえ直してまとめて提示する。

(13)【相談者／大人】「なかには、もうきょう、あすにも完ぺきに干上がりそうなく小さな水たまりに数ひきの小魚が泳いでいて、それらをすくいって大きな水たまりへ移すのが、このごろのぼくの日課のひとつです。

(中略) そんなぼくのように見ているのでしょうか。決まって数羽のカラスが「アホー」と頭上から言葉を投げつけます。エサの少ない冬場、彼らにすれば、ぼくの”魚命救助”というスウコウな行為も、”カラス命”にかかわるだいなのだろうから無理もないけど、鳥も魚も、さしせまった状況のなかでけんめいに生きているんですよ。」

(14)【相談者／小学生】「それとこの前、出身地の名古屋にいつてきたんだけど、彼は中学生の頃、学年で二、三番ぐらい勉強もできたんだって。学校の先生も、当然進学校にすすむと思っていたら、進学相談のとき、「ボクは将来、プロ野球選手になりたいんで、高校野球で甲子園に出るような、野球の強い学校に進学したいと思っています」といったそうなんだ。そのときすでに将来の夢がはっきりしていたんだね。」

(13) は、干上がった川にすむ魚を助ける回答者にカラスが「アホー」と鳴いてくるという回答者の体験談が紹介されたのち、その体験談を「鳥も魚も懸命に生きている」とそれまでの具体的な記述を総括している。(14)も、「彼(イチロー選手)」の中学時代の逸話を紹介し、その逸話について回答者の解釈を通して、回答者に言い含めるような調子でその内容をまとめて示している。

c 「一般知識・当然の道理の確認」

まず、「一般知識の確認」は、「回答の文章」において、助言の根拠などを示す際に、一般的な常識や社会通念を例にあげ、その知識の有無について確認をとるものであ

る。また「当然の道理の確認」は、助言の根拠を説明する際に、ある情報を前提として示し、それをふまれば、後に来る結果や帰結を相談者が難なく受け入れられるかどうか、その点について確認をとるものである。助言のための根拠を示す際に確認をとるという点では「回答の文章の確認」と重なる部分もあるが、「当然の道理の確認」は、「回答の文章」の内容を反復させるのではなく、新たな考え方を提示している点で異なる。

(15)【相談者：大人】「われわれにも子どものころ、授業中にトイレにいきにくいという雰囲気がありましたね。」

(16)【相談者：小学生】「新潟県はおいしいお米をつくる県として有名ですよ。」

(17)【相談者：大】「義父母というのは、孫にはあまいものだと相場が決まっているようです。だから、子育てに責任ある親とのあいだでトラブルが生じるのでしょうか。」

(18)【相談者：小学生】「もうひとつは、これが本当はとっても大事なことなんだけど、日本人がごはんを食べなくなると、農家がお米をつくらなくなりますよね。」

(15) は、子どもの頃、授業中にはトイレに行きにくかったという事実、(16) は、新潟県が米どころとして有名であるという事実が、相談者の年齢やその知識量などを考慮しつつ、それが相談者にとっても既に周知の情報であると見越して、問いかけている。

一方、(17) は、「だから」をはさみ、前件の理由として示した「義父母は孫に甘い」という事実をふまれば、後件で示す「親と義父母の間でトラブルが生じる」という結果を、相談者が受け入れ可能な論理展開であるとの思いで言い聞かせている。(18) もまた、条件の従属節の「日本人がごはんを食べない」という状況が起きれば、「農家がお米を作らない」という状況が必然的に起こるものだということを、問いかけの口調で相談者に向け、強調している。

## 7. 確認の機能の相談者の年齢による差異

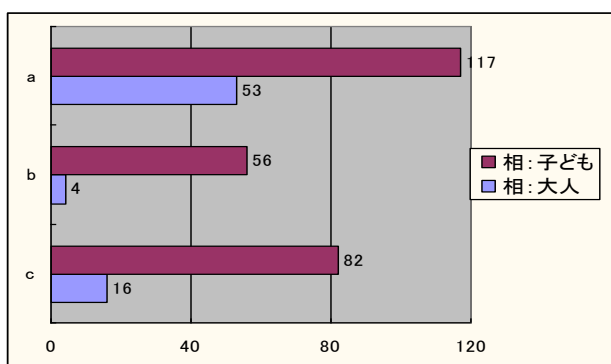
「回答の文章」において確認をとる機能の使用状況は、相談者の年齢により、ちがいが見られた。

まず、年齢によるちがいとして特筆すべきことは、「回答の文章」における「確認」の機能の出現数である。「相談者：大人」全 2185 文中 73 文 (3.34%)、「相談者：子ども」全 3383 文中 255 文 (7.54%) となり、相談者が子どもの場合に「確認」の機能を多用しており、総文数に占める割合も 2 倍以上の開きが見られた。

次に、確認の機能のうち、どのタイプを用いているか、a の「相談内容の確認」、b の「回答内容の確認」、c 「一般の知識・当然の道理の確認」の 3 つの内訳の数値と割合を相談者の年代別にまとめたのが以下の表である。パーセントは、「回答の文章」に見られる「確認」の機能を 100%とした場合に、3 つの確認の機能の使用に差異はなかったか、見ていった。

表一 相談者の年齢による「確認」の機能の出現傾向

		相談者：大人		相談者：子ども	
a	a 1	53 72.60%	42 57.53%	117 45.88%	77 30.20%
	a 2		11 15.07%		
b	b 1	4 5.48%	4 5.48%	56 21.96%	43 16.86%
	b 2		0 0.00%		
c	c 1	16 21.92%	13 17.81%	82 32.16%	70 27.45%
	c 2		3 4.11%		
合計		73 100.00%		255 100.00%	
「共感」計		14 19.18%		65 25.49%	



相談者が大人の場合、a の「相談内容の確認」が 53 例で、最も多く見られ、70%以上を占めている。一方、相談者が子どもの場合には、「相談内容の確認」が最も多い (45%) もの、それだけではなく、「一般知識や当然の

道理」(約 32%) 回答内容 (約 21%) など様々な内容について、その都度、相談者に確認を求めていることがわかる。共感を示しながらの確認も、相談者が大人の場合は 14 文 (確認の機能全体の 19.18%)、相談者が子どもの場合は 65 文 (確認の機能全体の 25.49%) あり、相談者が子どもの場合により多く見られる。

### 8. 回答の文章における確認の例

ここからは、「回答の文章」の「確認」の機能の実際について、前後の文章展開において「確認」の機能がどういった影響を及ぼすのかについて、相談の文章と併せて見ていく (I、II、III…は、段落番号をさす)。

#### (19) 『させられる』に異常な嫌悪感【相談者：大人】

中学一年の息子の母です。息子は小学三年のことから不登校です。原因はさまざまなのですが、いちばん気になるのは自分の意思に反することを「させられる」ことに異常な嫌悪感をもっていることです。ちいさいころに、自分はいやなのに、怖いことをさせられたという体験があるのでは？また、させてしまった？とかんがえさせられます。四月の中学入学を機に部活にも興味があるようで、「登校」をかんがえているようなのですが、学校というところは、また社会とは、自分がいやだと思ってもやらなければならない世界。そこでがんばれるのだろうかとおとして心配しています。今後、どのように嫌悪感のある部分を育ててやればよいのか悩んでいます。

I ①小学三年から不登校ということですが、中学校入学でお子さんの身の上にもなにか良い変化が生じているかもしれません。②いかがですか。③最近では登校していますか。

II ④お子さんは「自分の意思に反することをさせられることに異常な嫌悪感をもっている」ということですね。⑤そしてお母さんとしては、その原因はちいさいころになにか、いやな怖いことをさせられた体験があるのでは？あるいはさせてしまったのでは？とかんがえておられるようですね。

III ⑥お母さんはそのようなお子さんの体験として、なにか具体的な心当たりがおありなのでしょう。⑦やはりそのへんを知りたいと思います。⑧おたよりの情報だけでは、どうもお答えしにくいのです。

IV ⑨ただ、一般的にいえば、中学生になるころのお子さんが、意思に反したことをさせられることに異常なほどというのはともかく、嫌悪感をもつことは、ごくふつうなこと、むしろ自立的な自分をうちだそうとする意思の発動として、親としておとなとしては歓迎

し、うけいれてあげるべきことのようにも思いますが。

V⑩しかし、たぶん今のお子さんとしては、その意思があれども、現実にはなにかできるわけではない。⑪そこでまた、自分のなかに閉じこもる。⑫つまり、空回りしてしまう、という状態になっていることはかんがえられますね。⑬ですから、少しずつでよしい。⑭自分のいやなことではなく、自分のしたいことをはっきり表明させていくこと。⑮そして、そのしたいことを自分の力で実現できる体験を積みかさねていくこと。⑯また、その努力を周囲のひとが認めてあげ、ほめてあげること。⑰こうしたことを心がけてほしいと思います。

相談の文章をもとに回答をすすめるにあたり、文④「～異常な嫌悪感をもっているということですね」・文⑤「～かんがえておられるようですね」と相談内容をそのまま引用し、確認をとる形で回答者が相談内容を理解したことを表す。また、文⑩からはじまる回答の根拠を示す段階に、文⑫「つまり」の換言の接続詞とともに、それまでの相談者の息子についての文⑩「意思があっても何かできるわけではない」、文⑪「自分のなかに閉じこもる」といった推察をまとめ、接続詞「つまり」に続いて文⑫「空回りしてしまう、という状態になっていることはかんがえられますね」と、確認をとりつつ、回答者の見解を述べた上で、相談者がどう行動すべきか、主張している。

#### (20)「毎日犬にほえられる」【相談者：小1男子】

ぼくが学校に行く途中の家に、大きな犬がいます。その犬は、ぼくをみるといつも「ワンッワンッ」と大きな声でほえたてます。おまけにジロリとにらみつけるので、とてもコワイです。笑ってくれたらいいんですけど、にらまれるのはイヤです。たまにねているときには、ちょっとかわいいなと思います。でもこのままでは、犬がきらいになりそうです。

I ①よその犬にほえられたら、本当にこわいね。②おまけにジロリとにらみつけられたら、だれだってこわいよね。③わたしの友人のなかに、子どものころ犬にかまれて、おとなになったいまでも、小さな犬がこわいというひとが三人いるよ。④小さいころの恐怖心が、ずっと残っているんだね。⑤だからきみもかまれないようにしなくちゃね。

II ⑥ところで、犬というのはもともと種族的にはオオカミと同じなんだけど、人間といっしょにくらしはじ

めた最も古くて、最も親しくしてきた動物なんだよ。

(中略)

VIII⑱あっそうそう、きみの相談を忘れてしまっていたね。⑲まず、一度、犬をかっているおうちをたずねてみてごらん？

IX21「本当はこのワンちゃんと仲よくなりたいんだけど、ぼくのことほえたり、にらんでばかりなんだ」って。22きつとかい主のひとが、きみのことをあやしげな、コワイひとじゃなくて、お友だちなんだよって、そのワンちゃんに教えてくれるから。23三、四度そういうふうにしていっしょにあそんでいると、たいいていワンちゃんは、「このひとはあそんでくれるひと、ほえなくってだいじょうぶ」っておほえちゃうよ。24じつは犬っていうのはこわいからほえているんだよ。25それと笑うのは人間だけみたいだし、ワンちゃんにはにらむというのもないみたいだよ。

X26近よっていくときには、上からみおろされると、ワンちゃんはこわくて警戒するから、しゃがんでゆっくり近づいていくことだよ。27あせらずにすこしずつ仲よくなってね。

回答の冒頭の文①・文②から、確認を求める機能を連続させ、犬が「こわい」という相談者の感情に共感を示す。共感を示す文は、こうした回答の冒頭に現れる場合が多い。回答開始直後から回答者に寄り添い、相談者の心に回答者との一体感を芽生えさせることができる。これにより回答者はより円滑に自身の助言を進めることができるだろう。

文④は、前文で提示された「大人になっても、犬がこわい」という状況をふまえ、その状況に対する解釈(「小さいころの恐怖心が残る」)を、回答者が相談者に言い聞かせ、伝える回答確認の機能の文である。また、文⑱で話題がそれてしまったことを「忘れてしまっていたね」とおどけて見せる。実際の回答に入る前置きとして、相談者の思いを予想して先回りし、代弁している。相談者の心情に配慮しながら語りかけ、子どもに対して親近感をアピールする姿がうかがえる。一方で、犬にまつわる様々なエピソードが長く紹介される1段落から、実際の相談者に助言を行う8段落以降へと話題を転換させるマーカーとしても機能している。

## 9. まとめ



本稿では、「回答の文章」における確認の機能について、先行文との反復の関係や確認する情報の発信元、確認をする対象によって、「相談内容の確認」、「回答内容の確認」、「一般知識・当然の道理の確認」の3つの機能に分類し、さらに相談者の年齢による確認の機能の使用のちがいで見ていった。その結果、大人の相談者の場合よりも子どもの相談者の場合に確認の機能を多用しており、大人の相談者の場合は、主に「相談内容の確認」のために確認をとるが、子どもの相談者の場合には、3機能を偏りなく用いて回答していることがわかった。

「回答の文章」における確認の機能は、以下の2点の要因があり、確認をとっていることがわかった。

まず、「関係作りのための確認」である。「相談内容の確認」がこれに該当する。「相談の文章」の内容を言い換え、またはその内容を回答者の解釈でまとめて、相談内容を把握したこと、または受け入れたことを表明する。その際、平叙文の形ではなく、問いかけの口調をとることで、相談者との距離の近さや親近感を演出している。

次に「助言進行上の確認」がある。「回答内容の確認」と「一般知識・当然の道理の確認」が該当する。これは、回答を円滑に進めるため、助言の根拠を明確にし、助言内容を反復させ、念押しすることで、回答者主導の文章から一転、相談者の方を向き直すような印象を与え、注意をひくことができる。

「ネ」・「ヨネ」系または「ダロウ」系で問いかけるこれらの例は、「相談の文章」内でその内容についてすでに示されており、確認をとるまでもない確度の高い内容について、念を押すようにたずねたものである。「回答の文章」において「確認」の機能を用いるということは、相談者からの返答はその場では期待できなくとも、相談者に問いかけることで、回答内容に注意を向けさせたり、相談者が自身の記憶や感覚を呼び起こすといった効果や、回答者が相談者と同じ感情を抱いていることを知らせることで、共感を呼び起こし、相談者とのよりよい関係を保とうとの姿勢がうかがえる。

分析に用いた「回答の文章」は、その場の一方向のコミュニケーションであり、相手の反応をうかがい知ることができない。そうした媒体としての特徴はあるものの、「回答の文章」上には、相談者に向けた話しことばが再現されており、時間と空間を隔てながらも、回答者が相談者からの反応を意識し、双方向を見据えた働きかけを行っている。その意味で、鈴木(2001)・(2003)に見るような、相談者と会話する相談場面でなされる「談話」

との共通性も見出すことができよう。

今後は、「確認」の機能に限らず、相談者にたずねる表現の全体像を明らかにし、相談者の年齢による差異を見ていくとともに、眼前にいない相手に問いかける、その理由を探っていきたい。

#### 【引用・参考文献】

- 安達太郎(1999)『日本語疑問文における判断の諸相』くろしお出版  
 市川孝(1978)『国語教育のための文章論概説』教育出版  
 国立国語研究所(1960)『話しことばの文型(1)―対話資料による研究』秀英出版  
 国立国語研究所(1997)『日本語教育映像教材 中級編 関連教材 伝えあうことば4 機能一覧表』  
 小沼喜好(2000)「医療相談に見られる決定疑問文での返答の言語ストラテジー」『Rhodus』16号 筑波ドイツ文学会 pp.121-131  
 鈴木香子(2001)「ラジオの医療相談の談話の構造分析」『早稲田大学日本語教育研究』1号 pp.117-130  
 鈴木香子(2003)「ラジオの心理相談の談話の構造分析」『早稲田大学日本語教育研究』2号 pp.57-69,  
 泉子・K・メイナード(2004)「質問文・意見文・返答意見文の構成」『談話言語学』くろしお出版  
 徳井厚子・榎本智子(2006)『対人関係構築のためのコミュニケーション入門』ひつじ書房  
 日本語記述文法研究会編(2003)「表現類型のモダリティ」『現代日本語文法4 モダリティ』くろしお出版  
 蓮沼昭子(1995)「対話における確認行為―「だろウ」「じゃないか」「よネ」の確認用法―」仁田義雄編『複文の研究(下)』くろしお出版  
 蓮沼昭子(2016)「認識的モダリティの婉曲用法―「だろウ」はなぜ婉曲用法をもちにくいのか―」『日本語日本文学』26号 pp.1-26 創価大学日本語日本文学会  
 南不二男(1985)「質問文の構造」『朝倉日本語新講座 文法と意味II』朝倉書店  
 宮崎和人(2005)『現代日本語の疑問表現―疑いと確認要求―』ひつじ書房  
 三宅和人(2010)『「推量」と「確認要求」―「だろウ」をめぐる―』『鶴見大学紀要 第1部 日本語・日本文学編』47号 pp.9-55  
 湯浅千映子(2004)「子ども向けのラジオ電話相談の談話における行為を示す発話機能」『表現研究』80号 pp.56-65 表現学会